

応募資格、設置・運営の条件について(案)

1 応募資格：応募する法人、個人にかかる資格

項目	
1	児童福祉法第34条の15第3項第4号イからル(禁錮以上の刑が処せられている等)に該当しないこと。
2	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定義される暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者が構成員の中に存在する団体に該当していないこと。

2 設置・運営の条件：補助対象施設を設置・運営するにあたっての条件

項目	
1	本申請対象の認可外保育施設(以下、「当該施設」という。)を大阪市内に設置し、当該施設について、平成29年4月1日時点において、大阪市から認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付または通知を受けていていること。なお、平成30年4月1日時点において、大阪市から認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付または通知を取り消されていた場合は、平成30年度については補助対象施設から除外する。また、居宅訪問型保育事業を目的とする施設は対象外とする。
2	当該施設について、平成29年8月1日時点において、現在の設置場所で1年以上の運営実績があること。(平成28年8月1日以前に開設していること。)
3	当該施設において、1日4時間以上かつ週5日以上の教育・保育の実施を内容とする利用契約を設定し、当該契約を利用する4、5歳の児童数が1年間の各月1日時点契約児童の平均で5人以上いること。
4	当該施設に従事する保育従事者と調理員を兼務させないこと。